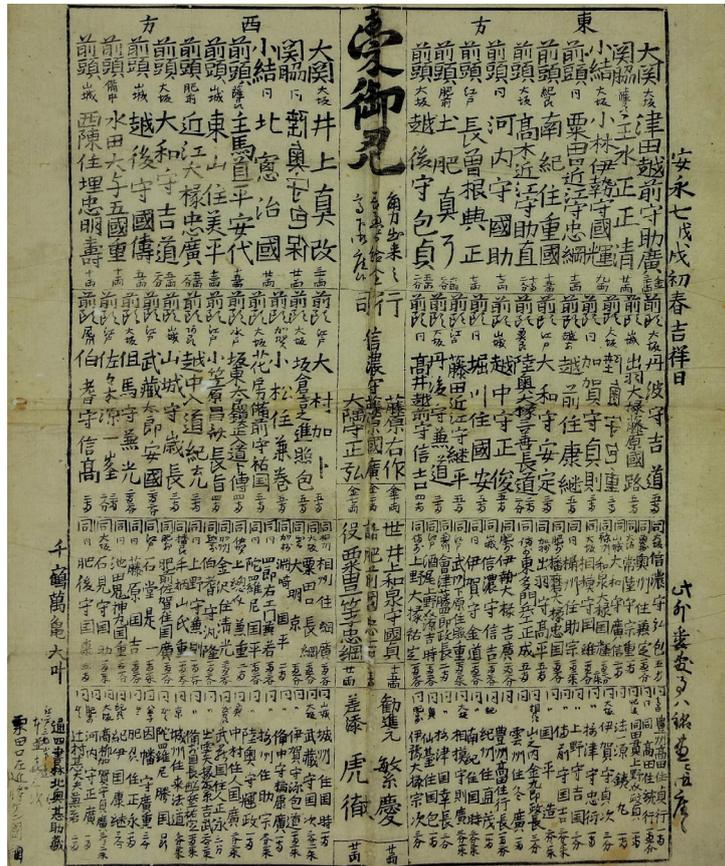


福島県史料情報

第59号 令和3年(2021)2月



〔刀剣番付〕(藤井二郎家文書 332 ③)

江戸時代の刀剣番付と福島県ゆかりの刀工

さまざまな物事を相撲の番付に倣って序列化した見立て番付は、その当時の福島県域にどのような名物があり、全国的にはどの程度の格付けであったのかを示す興味深い史料である。

今回は、安永七年(一七七八)正月に江戸の北奥甚助によって板行された「刀剣番付」(藤井二郎家文書三三二③)を取りあげる。見立て番付が登場するのは、青木美智男『決定版番付集成』等によれば十八世紀末というから、初期のものといえよう。内容は江戸時代前期から中期にかけて作られた刀

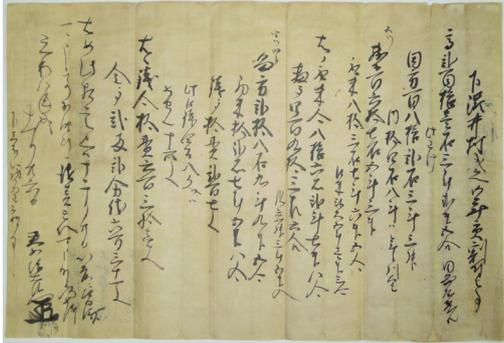
剣(いわゆる「新刀」)を対象としたもので、「大関 大坂 津田越前守助廣 金三十両」というように位・産地・刀工・価格が記載されている。刀剣の産地としては、古くから大和(奈良県)・山城(京都府)・備前(岡山県)・相州(神奈川県)・美濃(岐阜県)が名高いが、江戸時代になると三都や大藩の城下町を中心に全国各地で優れた刀工が活躍するようになった。

本史料でも、その作風や切れ味から会津虎徹・会津正宗とも称された「陸奥大掾三善長道」(東前頭十四枚目、二両二分)や、会津兼定こと「奥州住兼定」(同二十一枚目、一両一分)、三善長道の父である「会津藤四郎政長」(同三十四枚目、二両)、相馬藩の「中村住人国廣」(西前頭四十三枚目、二分二朱)といった本県ゆかりの刀工の名を見ることができるといえる。

また、欄外右下には、詳しいことは「銘盡」すなわち他の刀剣書を参照するようにとの註記がある。ちなみに、この番付が刊行された同年同月にも、他書肆からではあるが「古今銘盡大全」(杉内重義家寄贈文書(その一)七九〇八二)が再板されており、そうした江戸時代の刀剣書についても併せて注目いただきたい。

(山田 英明)

棚倉藩主丹羽長重時代の年貢割付状



元和8年(1622)11月26日付下汲井村成之御年貢割付之事(秦太一郎家文書150)

常陸国古渡(茨城県稲敷市)や江戸崎(同前)に二万石を領していた外様大名の丹羽長重は、元和八年(一六二二)正月十一日に新たに三万石を増加されて五万石で棚倉藩主として入部した。

左の写真は、棚倉藩主丹羽長重の下で高野郡南郷(東白川郡棚倉町・塙町・矢祭町)の地代官秦治右衛門が、元和八年十一月二十六日付で下汲井村(塙町塙)名主・百姓中に出した年貢割付状である。塙に居を構えていた秦治右衛門尉が、初期藩政に当たる元和八年前後頃から寛永三年(一六二六)にかけて南郷の一円支配を任されていた。年貢割付状

とは、毎年その年の年貢高を決定して当該村宛に出した徴税を命じた文書のことであり、幕領と藩領の如何に関わらず、検地帳と並んで村支配の基本的な文書であった。

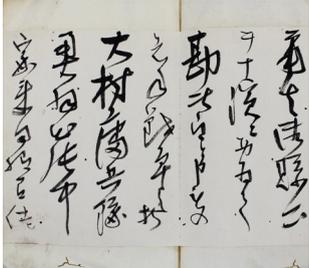
当時の下汲井村の石高は、田島屋敷を含めて二一石三斗二升五合であり、田方の年貢率は五割で糶納、畠方の年貢率は四割四分で金納、下汲井村は十二月二十日以前の皆済を命じられている。

この文書のように発給者が花押と黒印の両方を据える文書様式を重判文書と言ひ、初期藩政期の年貢割付状では散見されるものである。

しかし、文書の奥裏には丹羽長重の重臣である浅尾数馬重常・上野左兵衛・丹羽五郎助正次の三名がそれぞれ黒印を据えている。このような様式は、当時の他藩や幕領ではあまり見られない事例である。これをどのように解釈するかは難しい問題であるが、長重は棚倉藩の支配を円滑に展開するため、これまでの在地支配の枠組を藩の制度に取り込んだものとみなすことが可能である。つまり、この年貢割付状は、中世から近世にかけての南郷における在地支配の移行過程を如実に示した古文書であると評価できるのである。

なお、宝坂村(矢祭町宝坂)の陳野兵三文書にもこれと同様の年貢割付状が存在している。(渡邊智裕)

渡辺大忠(昇)書翰に見る戊辰戦争とアウトロー



[明治4年](1871)4月29日付渡辺大忠(昇)書翰(部分、『諸官省達』(明治・大正期)の福島県庁文書129)所収

肥前大村藩志士の渡辺昇は、明治草創期に弾正台(司法警察機関)大忠となり、浦上四番崩れ等の重大事件に従事した人物である。明治四年(一八七二)四月二十三日には盛岡県出張を命じられ、同二十六日東京を発ち、同二十九日に道中で白河県権知事の清岡公張へ次のような書翰『諸官省達』(明治・大正期の福島県庁文書一二九)所収)を送った。

戊辰戦争時、御県の小名浜(現いわき市)で勘次郎という者が大村藩兵(新政府軍)に加わり、奥羽出張中に家来同様に従った。勘次郎は元来侠客風の者だが、用があるため、五月一日の御県止宿頃までに呼び寄せてくれると嬉しい。何分にも至急命じて欲しい。外聞も憚ることを承知の上、県の御用の都合で取り計らってくれるとこの上ない。小名浜は距離もあり、白河滞在中に逢えな

いであろうが、後日追いつけば構わない。勘次郎は、年の頃四十余、中肉中背、顔全体に疱瘡の跡がある。白河県の『日誌』(前出文書六三二)によれば、書翰は五月一日午前六時前に白河着。清岡は帰省で不在だが、書翰を披見した同県庶務局が、同日午前九時過ぎに小名浜四ヶ村組役人へ勘次郎の出頭命令を通達。各村は住民を取り調べ、六月十日に県へ最終報告を上げた。該当者は小名浜に近い永崎村(現いわき市)に住む勘次郎とみられ、四十四、五才、中肉中背、顔は細面で黒く、戊辰戦争で

大村藩兵に従い白石県へ行き、明治三年十二月東京府へ移るが、親の病で暇乞いし帰郷したという。出頭に至ったか不明だが、渡辺の探し人が実在したのである。なお、六月十九日、白河県が盛岡の渡辺へ本件関連とみられる封書を送るも、既に渡辺は秋田へ出張した上に帰京の途に就いており、行き違いになっている。渡辺が勘次郎を呼び寄せた理由は知りえないが、彼が出張中に指示した反政府運動関係者の探索等とは異質であり、渡辺個人の関心による召致だったと思われる。また、戊辰戦争では、勘次郎のような侠客風の男・アウトローや、その周辺の人々(目明し等)が地位向上等のため躍動し、変動する社会の動力の一端を担っていたのである。(小野孝太郎)

明治十五年コレラ流行と伊達郡山崎村の対応

コレラは急性下痢性の感染症で、明治十五年(一八八二)流行では福島県も患者八十一人(死者五〇一人)に及び、約二十三日が二十四時間以内で亡くなる状況であった。伊達郡で郡別最多の患者二五四人(死者一五七人)に及んだ中、同郡の山崎村(現国見町)がどう臨んだのか、同村規程集「虎列拉病予防議定」(山崎区有文書二一四)で追っていく。

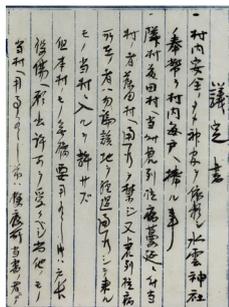
七月二十六日、梁川村(現伊達市)でコレラが確認されると、一村協議し、同二十九日、感染地域への移動自粛、周辺流行時の往来差止、感染要因である魚類等の売買・飲食禁止、人手が無い際の感染遺体片付けの手伝い、消毒用石炭酸の配布等を申し合わせた。県の方針に倣うも独自性も見え、通行制限は県の意向より厳重で、遺体片付け手伝いは対応の迅速化を図る自主的方策である。

そして、八月頭に桑折村(現桑折町)へ蔓延するや、各組で盟約書を作り、コレラ患者の看病・遺体片付けの助け合い、人手不足時の看病支援、火葬手伝い、火葬場の指定等を決めた。村内発生を想定し、単独で処置するための互助的内容である。だが、隣の藤田村(現国見町)で感

染発生後、翌八月十二日議定書では雰囲気が一変。警察・医師来診時は病家を囲み注視し、医師が怪しい菓を投与する際は自身に試飲させ、試飲を拒み通す時は板を打ち鳴らし、参集して投棄阻止し「防禦」するこ

と等が決定。広まる不審な菓の噂の影響か医師等に不審を抱き、警察と対立も想定した緊迫の状況である。流行拡大の最中、同二十二日議定書で、各戸での氏神への奉幣、藤田村への通行禁止と流行地域住民等の入村禁止、密かに流行地を往来した者への過料、村の入口に塙を構え通行を禁ずる等の対策の十日間実施が決定。後に、流行地との往来禁止、

近傍流行中の対策延長を追加した。一層の祈りにより沈静化を図る一方、封鎖策を講じたのである。山崎村は近代的予防に徹したが、流行による動揺と論達・新聞・噂の影響で危機感高まる中、村を守るため排他(防衛や封鎖)と共助(互助や祈念)の二面性を強めていった。終に、隣村藤田村(患者四十三人)等と比べ、山崎村(単独で記録無し)で流行に至らなかつた。(小野孝太郎)

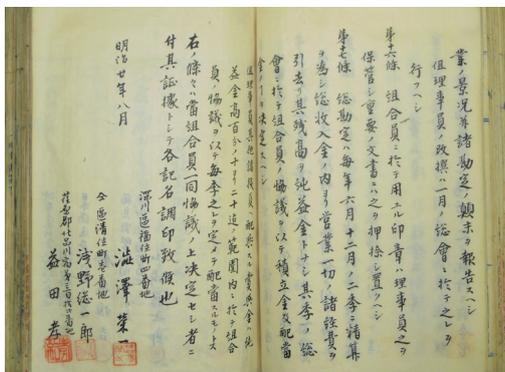


明治15年(1882)8月22日付議定書(部分、「虎列拉病予防議定」(山崎区有文書214)所収)

磐城硝子製造所組合の設立と渋沢栄一

渋沢栄一・浅野総一郎・益田孝・須藤時一郎・鈴木恒吉・山崎藤太郎等六名の実業家が押印した、明治二十一年(一八八八)五月二日付磐城硝子製造所組合設立願が、福島県知事折田平内に提出されている。願人総代は、地元平町(いわき市平)の実業家山崎藤太郎であった。

設立願によれば、設立の経緯は以下の通りである。組合を設け、磐城国磐前郡小名浜村(いわき市小名浜)海岸から砂石(珪砂)を採取して硝子製造を試みたところ、硝子瓶類製造の目処が立った。そのため資本金二万円を募集して小名浜に磐城硝子製造所を設置し、同海岸の砂石



明治20年(1887)8月付磐城硝子製造所組合定款(部分、『会社其ノ他』、明治・大正期の福島県庁文書3284)

で硝子瓶製造に着手したく、定款(上掲図)を一緒に提出するので設立を認可していただきたい。

前年の明治二十年八月に作成された定款は、五章十七条からなり、設立願に名を連ねた渋沢栄一・浅野総一郎・益田孝等六名の実業家が押印している。硝子製造所の創設に当たり、小名浜村海岸から砂石を採取して硝子の製造・販売することを定款の目的に謳い、工場を磐前郡小名浜村に設置すると述べている。

設立資本金二万円の割合が多い順に記すと、東京府深川区在住で浅野財閥の浅野総一郎が五千八百円、同区福住町四番地の実業家渋沢栄一が五千七百円、東京府荏原郡在住で三井財閥の益田孝が五千五百円、同府浅草区の実業家須藤時一郎が千五百円、同府日本橋区の実業家鈴木恒吉が千円、平町字老町目六番地の実業家山崎藤太郎が五百円であった。

福島県は、定款から磐城硝子製造所組合を組合ではなく会社組織と判断し、一般の会社条制定まで結社相対約束にするという指令を明治二十一年五月二十五日付で出した。その製品に亀裂が生じたため、技術的な改良が試みられたが、上手く行かなかつた。このため磐城硝子製造所は明治二十三年に解散し、その工場は渋沢が相談役であった品川硝子会社へ譲渡された。(渡邊智裕)

ある村馬医の立志伝
—今村文五郎—

現在開催中(令和三年三月二十八日まで)の新公開史料展で取り上げられている「今村文直家文書」は、江戸時代から現在の伊達市域で馬医をつとめていた家の史料群である。

今村家がいつ頃、馬医になったかは定かではないが、馬の治療法を記した「桑嶋秘伝集上巻」(今村文直家文書一七)に「寶曆九己卯歳三月五日今村与惣右衛門「略」之ウツシ」とあり、十八世紀後半には馬医として活動していたようだ。

そして、近代になると、今村文五郎という実力者が登場する。明治二年(一八六九)生まれの彼が修業を始めたのは同二十二年のことで、まず福島町の福地七之助に、ついで川俣町の今村英亮に師事した(「履歴書」、明治・大正期の福島県庁文書三〇八八所収)。

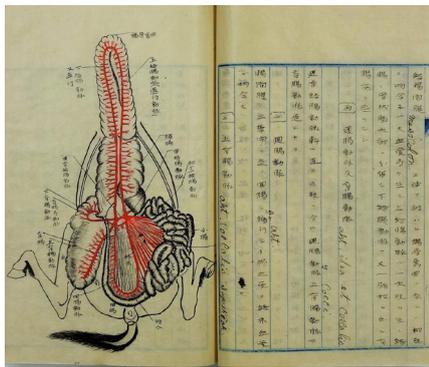
当時、すでに東京などには獣医学を専門的に教える学校も存在していたが、地方の村馬医の子である文五郎に入学の機会はなく、修行はもっぱら実地によるものであった。

しかし、明治二十五年、彼に大きな転機が訪れる。県の獣医学講習所に編入し、西洋の獣医学を学ぶ機会を得たのである。そして、翌年には

獣医免許試験に合格して獣医となるのだが、二年ほどで休業し、今度は日本最古の農業高校である宮城農学校(現宮城県農業高等学校)獣医科に編入して研鑽を積んだ。

なお、そうした過程で使用されたと思われる「比較解剖脈管論 全」(今村文直家文書四七)などの教科書類も残されており、前引「桑嶋秘伝集上巻」などの江戸時代の馬医書との違いにはきつと驚かれることであろう。ぜひ展示室で(会期終了後は閲覧室で)ご覧いただきたい。

その後、文五郎は帰郷して再び獣医を開業する。最先端の知識を身に着けた彼を周囲が放っておくはずはなく、明治四十四年に福島信達獣医蹄鉄工組合が結成された際には総代の一人に選出されている。向上心と努力によって自ら人生を切り拓き、社会に貢献した彼もまた、立志伝中の人物であった。(山田英明)



比較解剖脈管論 全
(今村文直家文書 47)

歴史資料館の一年

今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に取り組みながら事業を実施した一年でもありました。

収蔵資料展は四回開催しました。第一回目の只見線復旧応援「奥会津の古文書―只見町を中心に―」は四月十八日から七月五日までの会期

で、収蔵する只見町の古文書を紹介しました。第二回目の開館五〇周年記念事業「福島県歴史資料館収蔵名品展Ⅰ」は、七月十八日から九月十三日の会期で、美術系の優品を展示しました。第三回目の同「福島県歴史資料館収蔵名品展Ⅱ」は、九月十九日から十一月二十三日までの会期で、歴史系の貴重な資料を展示しました。第四回目の「新公開史料展」は十二月五日から開催中で、「福島県歴史資料館収蔵資料目録」第五十一集に収録した「下鳥渡区有文書(その一)」「今村文直家文書」「丹治昭夫家文書」を紹介しています(三月二十八日まで)。

移動展では、四月二十五日から六月二十八日まで奥会津博物館にて開催予定の只見線復旧応援「奥会津の古文書―南会津町南郷地域を中心に―」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となりました。十一月六日から十二月二日まで「描

かれた江戸時代の伊達郡」を福島県立図書館で開催し、十一月二十八日には、関連講座「江戸時代の絵図でつなぐ今と昔」を実施しました。

古文書講座は七月四日・八月九日・九月五日・十月十一日の四回実施し、テキストに「広瀬静樹家文書」を使用しました。

九月二十七日の地域史研究講習会は、「初代「義経腰掛松」について―近世東北の名所の実態―」「古文書で読み解く米沢藩の信達支配―上杉景勝・定勝父子の時代を中心に―」と題した研究報告を行いました。

十一月二十二日の開館五〇周年記念事業「フィルムアーカイブズ」では、「江戸時代の農書を見るからむし栽培―『会津農書』を中心に―」の報告や、昭和村の記録フィルム「からむしのこえ」を上映しました。

資料閲覧については、完全事前予約制での対応となりました。

福島県史料情報

第59号 令和3年2月25日

編集・発行

公益財団法人 福島県文化振興財団

福島県歴史資料館

〒960-8116 福島市春日町5-54

TEL 024-534-9193 FAX 024-534-9195

URL <https://www.history.fcp.or.jp>

E-mail history@fcp.or.jp